

北上市訓令第5号

市長部局

北上市会計管理者の事務の代決専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

北上市長 八重樫 浩 文

北上市会計管理者の事務の代決専決規程の一部を改正する訓令

北上市会計管理者の事務の代決専決規程（平成3年北上市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（専決） 第5条 会計課長の専決できる事項は、次のとおりとする。 （1）～（6） [略] （7） 報酬、給料、職員手当、共済費、恩給及び退職年金、賃金、報償費、旅費、交際費（1件の金額50万円以上を除く。）、需用費（1件の金額50万円以上の食糧費を除く。）、役務費、委託料（<u>福祉施設措置</u>に係るものに限る。）、使用料及び賃借料、負担金（国民健康保険、老人保健及び介護保険に係る給付費並びに拠出金に限る。）、扶助費、償還金、利子及び割引料並びに公課費の支払い（支出負担行為の確認を含む。以下同じ。）に関すること。	（専決） 第5条 会計課長の専決できる事項は、次のとおりとする。 （1）～（6） [略] （7） 報酬、給料、職員手当、共済費、恩給及び退職年金、賃金、報償費、旅費、交際費（1件の金額50万円以上を除く。）、需用費（1件の金額50万円以上の食糧費を除く。）、役務費、委託料（<u>福祉施設措置費及び私立保育所運営費</u>に係るものに限る。）、使用料及び賃借料、負担金（<u>認定こども園、幼稚園及び公立保育所に係る施設型給付費、国民健康保険、老人保健及び介護保険に係る給付費並びに拠出金に限る。</u>）、扶助費、償還金、利子及び割引料並びに

(8)～(13) [略]	公課費の支払い（支出負担行為の確認を含む。以下同じ。） ）に關すること。 (8)～(13) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。